

平成 17 年 1 月 14 日
内閣府食品安全委員会事務局

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号により、自ら食品健康影響評価を行うことができることとされている。この規定に基づき、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）及び平成 16 年度食品安全委員会運営計画（平成 16 年 4 月 1 日食品安全委員会決定）において、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について定期的に点検・検討を行うこととされている。

これらを受けて、昨年 5 月以降、委員会及び企画専門調査会において審議・検討を行い、12 月 16 日の第 74 回委員会会合において、リステリアを含む食中毒原因微生物について、定期的な点検・検討の手続を経た初めての案件として、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定するとともに、企画専門調査会により選定された 3 候補についてファクトシートが作成された。

これまでの経緯は以下のとおりである。

- 16 年 5 月 27 日 第 46 回委員会会合において、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討を企画専門調査会に求めることを決定。
- 6 月 17 日 第 49 回委員会会合において、企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方を決定。
- 6 月 22 日 企画専門調査会第 7 回会合において、食中毒の原因菌であるリステリア、Q 熱の原因菌、食品に含まれるトランス脂肪酸（冠動脈疾患との関係）、牛等の成長促進剤として使用される性ホルモン（プロゲステロン、安息香酸エストラジオール）、放射線照射食品、アルコール飲料の妊婦及び胎児への影響の 6 候補を選定。
- 7 月 15 日 第 54 回委員会会合において、6 候補のうち、食中毒の原因菌であるリステリア、牛等の成長促進剤として使用される性ホルモン、放射線照射食品については更に精査した上で改めて今後の対応を検討することとし、残り 3 候補についてはファクトシートを作成することを決定。
- 12 月 16 日 第 74 回委員会会合において、精査を行うこととなった 3 候補について再検討を行い、リステリアを含む食中毒原因微生物の評価を委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件として決定するとともに、残り 3 候補に係るファクトシート案について審議（その結果、文言を修正した上で、ファクトシートを公表）。